

最終改正:

改正内容:平成25年3月27日要綱第9号〔平成25年3月27日〕

---

○播磨町防災会議傍聴要綱

平成25年3月27日要綱第9号

播磨町防災会議傍聴要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、播磨町防災会議運営規則（平成25年規則第7号）第3条第2項の規定により、播磨町防災会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 会議の一般傍聴人の定員は、10人とし、先着順に受け付けるものとする。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、この要綱の規定に同意したうえで、傍聴申込書に住所及び氏名を記入するものとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2）プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （3）鉢巻き、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、映写機、写真機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音をすることについて会長の許可を得た者を除く。
- （5）笛、ラッパ、太鼓その他の類を携帯している者
- （6）下駄、木製のサンダルの類を履いている者
- （7）酒気を帯びていると認められる者
- （8）前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- （1）会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）私語又は談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。
- （3）鉢巻き、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的の行為をしないこと。
- （4）飲食及び喫煙をしないこと。
- （5）みだりに席を離れないこと。
- （6）他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （7）前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（会長の指示）

第8条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

---